

○福島県男女共生センター条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第十九号

福島県男女共生センター条例をここに公布する。

福島県男女共生センター条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に資するため、福島県男女共生センター（以下「男女共生センター」という。）を設置する。

(位置)

第二条 男女共生センターは、二本松市郭内一丁目百九十六番地の一に置く。

(業務)

第三条 男女共生センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供並びに調査研究に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成の促進に関する講演会、講習会、研修会等の開催及び相談に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成の促進に関して行う交流活動の支援に関すること。
- 四 男女共生センターの施設及び附属設備の利用に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第四条 男女共生センターの管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(平一七条例七八・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲等)

第五条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
- 二 男女共生センターの維持管理に関すること。
- 三 男女共生センターの使用の承認に関すること。

四 男女共生センターの施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。

2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。

3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

（平一七条例七八・追加）

（使用の承認）

第六条 男女共生センターの施設又は附属設備のうち、別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

一 男女共生センターにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 男女共生センターの施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 指定管理者は、第一項の承認に男女共生センターの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（平一七条例七八・旧第四条繰下・一部改正）

（使用の承認の取消し等）

第七条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。

四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 災害その他の事故により前条第一項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。

二 工事その他男女共生センターの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(平一七条例七八・旧第五条繰下・一部改正)

(利用料金)

第八条 使用者は、利用料金を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(平一七条例七八・追加)

(利用料金の免除)

第九条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平一七条例七八・旧第七条繰下・一部改正)

(利用料金不返還の原則)

第十条 既に納めた利用料金は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(平一七条例七八・旧第八条繰下・一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第十一条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(平一七条例七八・旧第九条繰下)

(原状回復)

第十二条 使用者は、施設等の使用を終了したとき（第七条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。）は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(平一七条例七八・旧第十条繰下・一部改正)

(遵守事項)

第十三条 男女共生センターを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 男女共生センターの施設、附属設備等をき損し、又は汚損しないこと。

二 物品を販売し、又は頒布しないこと（指定管理者の許可を受けた場合を除く。）。

三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。

四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

(平一七条例七八・旧第十一条繰下・一部改正)

(入館の規制等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館若しくは退去を求めることができる。

一 前条の規定に違反した者

二 男女共生センターの施設、附属設備等をき損し、又は汚損するおそれのある者

三 館内の秩序を乱し、又はそのおそれのある者

(平一七条例七八・旧第十二条繰下・一部改正)

(委任)

第十五条 この条例に定めるもののほか、男女共生センターの管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例七八・旧第十四条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成一二年規則第一七九号で平成一三年一月一八日から施行)

別表(第六条、第八条関係)

(平一七条例七八・平二五条例八〇・平三一条例一一・一部改正)

一 施設関係

1 基本額

使用区分		金額	
		男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のための使用である場合	その他の使用である場合
使用単位時間		午前、午後又は夜間	午前、午後又は夜間
施設別の	研修ホール	七、三〇〇円	一四、六〇〇円
	第2研修室	二、一〇〇円	四、二〇〇円
	多目的研修室、特別会議室、第3研究室及び調理室	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円

第1研修室、第4研修室、第5研修室、工作室及び研修用和室	五〇〇円	一、〇〇〇円
------------------------------	------	--------

備考

- 「男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動」とは、男女共同参画社会の形成の促進に関して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動等をいう。
- 使用単位時間の項中「午前」、「午後」及び「夜間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。
 - 午前 午前九時から午後一時までの時間
 - 午後 午後一時から午後五時までの時間
 - 夜間 午後五時から午後九時までの時間
- 使用する時間がこの表に定める使用単位時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間に切り上げて計算する。
- 講演会その他の催しの設営又は器材の撤去等を行うために研修ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 第2研修室及び第3研修室を部分使用する場合は、全面使用する場合は額の百分の五十に相当する額とする。

2 加算額

種別	金額
入場料徴収加算額	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が五百五十円を超え、千百円以下の場合にあっては、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が千百円を超え、二千二百円以下の場合にあっては、基本額の百分の四十に相当する額
	入場料の最高額が二千二百円を超え、三千三百円以下の場合にあっては、基本額の百分の六十に相当する額
	入場料の最高額が三千三百円を超え、五千五百円以下の場合にあっては、基本額の百分の九十に相当する額
	入場料の最高額が五千五百円を超える場合にあっては、基本額の百分の百二十に相当する額

備考 「入場料徴収加算額」とは、使用者が研修ホールを使用して開催する講演会その他

の催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

3 宿泊施設

区分	金額（一人一泊につき）	
	一人で使用する場合	二人以上で使用する場合
ツインルーム及び和室	四、四〇〇円	四、〇〇〇円

備考

- 1 金額には、食事料金を含まない。
- 2 使用時間は、午後三時から翌日午前十時までとする。
- 3 小学校の児童及びこれに準ずる者以下の者が使用する場合は、表に定める額の百分の五十に相当する額とする。
- 4 六歳未満の者が使用する場合は、独立して寝具を使用した場合に限り徴収する。

二 附属設備関係

設備の別	使用単位	金額
ビデオプロジェクター（研修ホール用）	一式一回	三、二〇〇円
ビデオプロジェクター（研修ホール用を除く。）、移動式ビデオプロジェクター、プラズマディスプレイ（多目的研修室用）及びスライドプロジェクター（研修ホール用）	各一式一回	五〇〇円

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用単位時間のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とする。

附 則（平成一七年条例第七八号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の福島県男女共生センター条例（以下「改正後の条例」という。）第四条の規定による指定管理者の指定の手続は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現に効力を有する改正前の福島県男女共生センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づき知事がした使用の承認その他の行為であって、施行日以後において改正後の条例第四条に規定する指定管理者がすることとなる使用の承認その他の行為は、当該指定管理者がした使用の承認その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第六条第一項の規定により納めるべきであった使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年条例第八〇号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十六年四月一日前に福島県男女共生センター条例第六条第一項に規定する使用の承認を受けた使用期間のうち同日以後の期間に係る使用である場合の同条例別表の一の1の研修ホール及び第2研修室の基本額、別表の一の2の加算額並びに別表の二のビデオプロジェクター（研修ホール用）の使用の額に係る利用料金については、別表の一の1（研修ホール及び第2研修室に係る部分に限る。）、別表の一の2及び別表の二（ビデオプロジェクター（研修ホール用）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けた額とする。

附則別表

一 施設関係

1 基本額

使用区分		金額	
		男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のための使用である場合	その他の使用である場合
使用単位時間		午前、午後又は夜間	午前、午後又は夜間
施設の別の別	研修ホール	七、二〇〇円	一四、四〇〇円
	第2研修室	二、一〇〇円	四、二〇〇円

備考

- 1 「男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動」とは、男女共同参画社会の形成の促進に関して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動等をいう。
- 2 使用単位時間の項中「午前」、「午後」及び「夜間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。
- (1) 午前 午前九時から午後一時までの時間
- (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間
- (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
- 3 使用する時間がこの表に定める使用単位時間に満たないときは、これをこの表に定

める使用単位時間に切り上げて計算する。

- 4 講演会その他の催しの設営又は器材の撤去等を行うために研修ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。
- 5 第2研修室を部分使用する場合の額は、全面使用する場合の額の百分の五十に相当する額とする。

2 加算額

種別	金額
入場料徴収 加算額	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金銭をいう。以下同じ。）の最高額が五百四十円を超え、千八十円以下の場合にあつては、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が千八十円を超え、二千百六十円以下の場合にあつては、基本額の百分の四十に相当する額
	入場料の最高額が二千百六十円を超え、三千二百四十円以下の場合にあつては、基本額の百分の六十に相当する額
	入場料の最高額が三千二百四十円を超え、五千四百円以下の場合にあつては、基本額の百分の九十に相当する額
	入場料の最高額が五千四百円を超える場合にあつては、基本額の百分の百二十に相当する額

備考 「入場料徴収加算額」とは、使用者が研修ホールを使用して開催する講演会その他の催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

二 附属設備関係

設備の別	使用単位	金額
ビデオプロジェクター（研修ホール用）	一式一回	三、一〇〇円

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用単位時間のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とする。

附 則（平成三十一年条例第一一号）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、別表の一の3の表備考3の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成三十一年十月一日前に福島県男女共生センター条例第六条第一項に規定する使用

の承認を受けた使用期間のうち同日以後の期間に係る使用である場合の同条例別表の一の1の研修ホールの基本額、別表の一の2の加算額及び別表の二のビデオプロジェクター（研修ホール用）の使用の額に係る利用料金については、別表の一の1（研修ホールに係る部分に限る。）、別表の一の2及び別表の二（ビデオプロジェクター（研修ホール用）に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、附則別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けた額とする。

附則別表

一 施設関係

1 基本額

使用区分		金額	
		男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動のための使用である場合	その他の使用である場合
使用単位時間		午前、午後又は夜間	午前、午後又は夜間
施設の別	研修ホール	七、三〇〇円	一四、六〇〇円

備考

- 「男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動」とは、男女共同参画社会の形成の促進に関して行う講演会、講習会、研修会、研究会、交流活動等をいう。
- 使用単位時間の項中「午前」、「午後」及び「夜間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ。）。
 - 午前 午前九時から午後一時までの時間
 - 午後 午後一時から午後五時までの時間
 - 夜間 午後五時から午後九時までの時間
- 使用する時間がこの表に定める使用単位時間に満たないときは、これをこの表に定める使用単位時間に切り上げて計算する。
- 講演会その他の催しの設営又は器材の撤去等を行うために研修ホールを使用する場合の額（当該催しの行われる時間の属する使用単位時間に係る額を除く。）は、使用区分に応じ、表に定める額の百分の七十に相当する額とする。

2 加算額

種別	金額
入場料徴	入場料（入場料、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収する金

収加算額	銭をいう。以下同じ。)の最高額が五百五十円を超え、千百円以下の場合にあつては、基本額の百分の二十に相当する額
	入場料の最高額が千百円を超え、二千二百円以下の場合にあつては、基本額の百分の四十に相当する額
	入場料の最高額が二千二百円を超え、三千三百円以下の場合にあつては、基本額の百分の六十に相当する額
	入場料の最高額が三千三百円を超え、五千五百円以下の場合にあつては、基本額の百分の九十に相当する額
	入場料の最高額が五千五百円を超える場合にあつては、基本額の百分の百二十に相当する額

備考 「入場料徴収加算額」とは、使用者が研修ホールを使用して開催する講演会その他の催しに入場する者から入場料を徴収する場合に、当該催しの設営から器材の撤去等までの間に関連して使用する全ての施設の基本額に加算される額をいう。

二 附属設備関係

設備の別	使用単位	金額
ビデオプロジェクター（研修ホール用）	一式一回	三、二〇〇円

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、設備の属する施設の使用単位時間のそれぞれ午前、午後又は夜間に対応する時間とする。